

## 平成 30 年度「ならのがん医療見える化推進事業」業務委託仕様書

### 1 目的

「第 3 期奈良県がん対策推進計画」の最終目標である「がんの 75 歳未満年齢調整死亡率の減少」の実現に向け、「医療の質の充実」及び「データに基づいたがん対策の推進」をめざし、「(1) がん診療情報の見える化」及び「(2) 地域別がん対策の見える化」を推進する事業を実施する。

### 2 業務概要

#### (1) 名称

平成 30 年度ならのがん医療見える化推進事業

#### (2) 契約期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 22 日（金）まで

### 3 委託業務の内容

#### (1) がん診療情報見える化推進事業

##### 〔目的〕

奈良県内のがん診療連携拠点病院等（以下、拠点病院等）に係るがん診療に関する各種データを病院別、がん種別（5つの主ながん等）に集計・分析し、結果を拠点病院等にフィードバックすることで、がん医療に係る自院の強み・弱みを知り、がん患者さんに対し、より強みを活かすがん診療を提供し、治療の技術力と安全性を向上させることができる。

併せて、県民ががん医療に関して県内の病院を客観的に選ぶことができるよう、公表するがん診療情報等の内容やその公表方法を検討する。

##### 〔概要〕

#### ① 拠点病院等におけるがん医療に関する現状・課題等の分析及び意見交換会の実施

- ・各種データ（地域がん登録、院内がん登録、拠点病院等の現況報告、病床機能報告等）を基に、県と協議の上、拠点病院等におけるがん医療の提供状況、治療実績、生存率等の現状や課題を集計し、がん種別・年齢別・がん進行度別等で整理・分析する。

- ・上記の整理・分析により、がん医療の充実等に向けて各拠点病院等が取るべき今後の方向性を、県に提案する。

- ・拠点病院等（9病院）を個別に訪問し、各種データでは十分に把握しきれない診療情報等の聞き取りを行う。また、整理・分析結果のフィードバックを各拠点病院に行う。（各1回以上）

- ・拠点病院等としての役割分担や今後の方向性について、拠点病院等（9病院合同）と意見交換会を行う。（1回以上）

- ・対象となる拠点病院等は、奈良県内のがん診療連携拠点病院（5病院）、地域がん診

療病院（1病院）、奈良県地域がん診療連携支援病院（3病院）の計9病院とする。

## ②県民を対象としたがん医療にかかる情報の公表内容・方法の検討及び意見交換会の実施

- ・①の整理・分析結果を下地として、県民ががんの治療等において医療機関を選定する際に参考とすることができるデータ項目（例：治療実績、専門医数等）を整理する。
- ・患者団体等（5団体以上）から、県民が求める公表内容・方法等の聞き取りを行うため、意見交換会を実施する。（1回以上）
- ・意見交換会の内容をふまえ、県民への公表内容案、公表方法案等を県に提示する。

## ③意見交換会等の取りまとめ

- ・患者団体等や拠点病院等の意見交換会をふまえ、必要に応じて合同意見交換会を実施する。
- ・意見交換会で出た意見については、県と必要性を検討した上で、最終取りまとめ結果に反映する。

### 〔想定スケジュール〕

- 委託開始～11月末　：データ分析・課題抽出等
- 9月中旬～11月末　：拠点病院等の聞き取り
- 12月初旬～12月末　：意見交換会の実施（患者団体等、拠点病院等）
- 12月中旬～2月　　：県民への公表方法・内容（案）作成
- 3月中旬　　　　　：奈良県がん対策推進協議会で報告

## （2）地域別がん対策見える化推進事業

### 〔目的〕

データや地域の声に基づいたより説得力のある有効ながん対策の推進をめざし、県内の罹患率や死亡率等のがんに関するデータを収集・分析する。また、南和医療圏をモデル地域として、がんに関する現状・課題を整理・分析し、圏域内の市町村等に対して求められる取組を提案する。

### 〔概要〕

#### ①がん対策に関するデータの収集・分析、対象市町村等の選定

- ・奈良県内のがん種別の罹患率、死亡率、生存率等のデータを性別・年齢別・市町村別、医療圏別等に整理・分析し、南和医療圏のがんの現状と課題を明確化する。
- ・南和医療圏の住民の受療行動を把握するために、がん種別に他圏域との流入・流出状況を分析し、南和医療圏の病院が現実的にどのような役割を果たしているのかを現状分析する。
- ・上記データ分析の結果から、取組の優先度の高いがん種等を県と協議の上で絞り、

関連する各種データ（例：がんのリスク要因となるデータ、がん検診受診率等の状況、医療資源（医療機関数、医療従事者数等）、治療状況、治療成績、5年生存率等）を市町村別、医療圏等に整理し、南和医療圏での取組が必要な課題を抽出する。

・整理・分析結果を基に、対象とする市町村（2か所程度）を県と協議のうえ選定し、本業務の説明、関係者との調整等、及び意見交換会の参加依頼のため、対象とする市町村を個別に訪問する。（各1回以上）

#### ②関係者との意見交換会の実施及び意見の取りまとめ

・①を踏まえ、分析結果やその背景・要因、求められる取組等について、各市町村の関係者（対象市町村職員、医療関係者、関係団体、奈良県がん対策推進協議会等の委員等）との意見交換会を実施する。（各1回以上）

・意見交換会で出た意見については、県と必要性を検討した上で最終の取りまとめ結果に反映する。

#### ③南和医療圏のがん対策への提言

・①、②を踏まえ、南和医療圏の市町村、医療機関等に求められる取組を整理し、提案書として取りまとめる。

#### 〔想定スケジュール〕

委託開始～9月末：データの収集・分析、課題の抽出

9月末～10月末：市町村選定・市町村訪問・聞き取り・依頼等

11月中旬～12月末：意見交換会の実施

3月中旬：奈良県がん対策推進協議会で報告

#### 4. 提供できるデータについて

データ項目	対象年
地域がん登録	平成23年～26年 (27年はデータ確定後に提供)
院内がん登録	平成23年～27年
県内拠点病院等（9病院）の現況報告	平成29年度
健康長寿基礎調査	平成24～29年度

#### 5. 学識者からの助言・指導

上記3の業務を実施するにあたっては、がん登録、がん医療等のがん対策関連データの調査分析、保健・医療関係の計画策定、公衆衛生学等に深い知見を持つ学識者と連絡・調整可能な体制を整えた上で、適宜助言・指導を受けながら進めること。（2名以上）

## 6. 成果物の提出

成果品を以下のとおり作成し、業務委託完了報告書及びア～オの一式を提出すること。  
なお、県の要請に応じて、会議等で使用する資料について随時提示すること。

- ア 報告書「奈良県のがん診療情報の病院別・がん種別の見える化」 30部  
(A4、フルカラー両面刷り、100頁程度)
- イ 報告書「奈良県の地域別がん対策の見える化」 50部  
(A4、フルカラー両面刷り、50頁程度)
- ウ 提案書「奈良県の地域別がん対策の見える化」 100部  
(A4、フルカラー両面刷り、10頁程度)
- エ その他、県が必要と認めたデータ分析の結果等
- オ ア～エの報告書内容、分析過程及び可視化したデータ等の資料（エクセル、ワード及びPDF）を記録したCD等の電子媒体一式

## 7. 留意事項

- (1) 本業務を遂行するにあたり、受託者は統括責任者及び業務実施体制を契約締結後速やかに県に提示し、了解を得ること。統括責任者は管理職とし、原則交代は認めない。ただし、やむを得ない事情の際は県に報告し、了承を得、交代する人員についても管理職とする。
- (2) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の個人情報の保護に関する規定に基づき、適切に処理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。  
なお、「公契約条例に関する遵守事項」に関しては、別記のとおり定めるので遵守すること。
- (3) 受託した業務が全て完了した時点をもって、直ちに全てのデータ等を破棄・処分し、一切の内容に関する記録を残してはならない。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (5) 本業務により得られた成果は、奈良県に帰属するものとする。奈良県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (6) 受託者は業務の一部を委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、県の了解を得なければならない。
- (7) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。
- (8) 県と受託者は、本業務の実施状況を月1回以上報告するなど、県との連絡調整を十

- 分に行い、円滑に業務を実施すること。その際、受託者は議事録等を作成すること。
- (9) 受託者は、委託期間終了後に他の事業者へ委託業務の引継を行う必要が生じた場合は、利用者の利便性を損なわないように必要な措置を講じ、円滑な引継を行い、その結果について書面で報告すること。
- (10) (1)～(9)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害賠償させる場合がある。
- (11) その他、本仕様書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、綿密な協議の上、県において決定する。

## 別記

### 公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。)の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。